

【訪問介護事業所】

※令和元年10月1日現在

◎具体的な利用料は、次の通りです。※法の改正により変更される場合があります。

利用料はサービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。
利用者に自己負担していただく目安の金額は下記の通りです。

【介護給付】（訪問介護員1人1回のご利用額です。）

1割負担の場合

種類	時間	利用料	種類	時間	利用料
身体介護1	30分未満	329円	生活援助2	45分未満	240円
身体介護2	1時間未満	522円	身体1・生活1	75分未満	417円

2割負担の場合

種類	時間	利用料	種類	時間	利用料
身体介護1	30分未満	658円	生活援助2	45分未満	480円
身体介護2	1時間未満	1,044円	身体1・生活1	75分未満	834円

3割負担の場合

種類	時間	利用料	種類	時間	利用料
身体介護1	30分未満	987円	生活援助2	45分未満	720円
身体介護2	1時間未満	1,566円	身体1・生活1	75分未満	1,251円

☆標記の金額は1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

☆標記の金額には事業所加算（Ⅱ）10%、処遇改善加算（Ⅰ）13.7%、特定処遇改善加算（Ⅰ）6.3%が含まれております。

【第1号訪問事業】（ご利用額）

・訪問型サービス（独自）

1割負担の場合

	サービス内容		介護区分	利用額
月額	訪問型サービス費（Ⅰ）	週1回程度で月4回を超えた場合	事業対象者 要支援1・2	1,407円/月
	訪問型サービス費（Ⅱ）	週2回程度で月8回を超えた場合		2,811円/月
	訪問型サービス費（Ⅲ）	週2回を超える程度で月12回を超えた場合	事業対象者・要支援2	4,458円/月
一回単価	訪問型サービス費（Ⅳ）	週1回程度で月4回以内	事業対象者 要支援1・2	321円/回
	訪問型サービス費（Ⅴ）	週2回程度で月8回以内		325円/回
	訪問型サービス費（Ⅵ）	週2回を超える程度で月12回以内	事業対象者・要支援2	343円/回

2 割負担の場合

	サービス内容		介護区分	利用額
月額	訪問型サービス費 (I)	週1回程度で月4回を超えた場合	事業対象者 要支援1・2	2,814 円/月
	訪問型サービス費 (II)	週2回程度で月8回を超えた場合		5,622 円/月
	訪問型サービス費 (III)	週2回を超える程度で月12回を超えた場合	事業対象者・要支援2	8,916 円/月
一回単価	訪問型サービス費 (IV)	週1回程度で月4回以内	事業対象者 要支援1・2	642 円/回
	訪問型サービス費 (V)	週2回程度で月8回以内		650 円/回
	訪問型サービス費 (VI)	週2回を超える程度で月12回以内	事業対象者・要支援2	686 円/回

3 割負担の場合

	サービス内容		介護区分	利用額
月額	訪問型サービス費 (I)	週1回程度で月4回を超えた場合	事業対象者 要支援1・2	4,221 円/月
	訪問型サービス費 (II)	週2回程度で月8回を超えた場合		8,433 円/月
	訪問型サービス費 (III)	週2回を超える程度で月12回を超えた場合	事業対象者・要支援2	13,374 円/月
一回単価	訪問型サービス費 (IV)	週1回程度で月4回以内	事業対象者 要支援1・2	963 円/回
	訪問型サービス費 (V)	週2回程度で月8回以内		975 円/回
	訪問型サービス費 (VI)	週2回を超える程度で月12回以内	事業対象者・要支援2	1,029 円/回

☆標記の金額は1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

☆標記の金額には処遇改善加算(I)13.7%と特定処遇改善加算(I)6.3%が含まれております。

【その他の加算】

初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、初回訪問にサービス提供責任者が訪問介護・第1号訪問事業を行った場合	1割負担	200 円
		2割負担	400 円
		3割負担	600 円
緊急時 訪問加算	居宅サービスにない緊急な要請に対して、ケアマネジャーが必要と認め、緊急に訪問介護を行った場合(身体介護)	1割負担	100 円
		2割負担	200 円
		3割負担	300 円
生活機能向上 連携加算 (I)	理学療法士等から助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合	1割負担	100 円
		2割負担	200 円
		3割負担	300 円
生活機能向上 連携加算 (II)	理学療法士等による訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者も訪問して共同で訪問介護計画を作成した場合	1割負担	200 円
		2割負担	400 円
		3割負担	600 円

※次の場合は自己負担が生じます。

①介護認定の結果、自立(非該当)となった場合、認定前に提供されたサービスにかかる利用料
②要介護認定の結果、認定前に提供されたサービス内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合の差額分
③通常実施地域以外の地域に住み、当事業所を利用する場合の交通費等(サービス利用料とともに1ヶ月毎の支払 ※片道1km当たり23円)